

海洋プラスチックごみ対策に係る普及啓発動画作成業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する海洋プラスチックごみ対策に係る普及啓発動画作成業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

海洋プラスチックごみ対策に係る普及啓発動画作成業務

2 業務の内容

栃木県において海洋プラスチックごみ対策をとる必要性があることについて県民の理解浸透を促すとともに、特に若年層世代の unnecessary プラスチック製品削減意識の醸成を図る普及啓発動画（以下「動画」という。）を制作するもの。

3 業務委託期間

契約を締結した日から令和3(2021)年1月12日（火）までとする。

4 動画の仕様

(1) 種別、長さ及び制作本数

- ・実写、アニメーション、CG、パラパラ漫画等の別は問わない。
- ・動画のターゲットは若年層（10代～30代）とするが、小学5年生が理解できる程度の内容及び表現とすること。
- ・動画の長さは120～180秒を基本とするが、効果的な内容であればそれ以上の長さも可とする。
- ・制作本数は、メイン動画1本のほか、90秒程度のダイジェスト版2本も作成すること。
- ・制作する動画は、ウェブサイトやYouTube等の動画共有サービス（以下「動画共有サービス」という。）で再生可能なファイル形式とすること。
- ・画質、音声は各種啓発イベントや動画共有サービスでの映像上映・配信に適したデータ形式であること。
- ・効果的な音響、テロップ、ナレーション、字幕等を使用すること。

(2) 内容

- ・海洋プラスチックごみ対策の必要性等に対する県民理解の浸透とともに、プラスチックごみの削減意識の定着を図るため、「とちぎと海洋プラスチックごみの関わり」、「海洋プラスチックごみ問題の概要」、「海洋プラスチックごみが生き物に与える影響」の内容を盛り込むこと。
- ・ダイジェスト版（2本）については、それぞれ次の内容を盛り込むこと。

- ①「とちぎと海洋プラスチックごみの関わり」、「海洋プラスチックごみ問題の概要」
- ②「とちぎと海洋プラスチックごみの関わり」、「海洋プラスチックごみが生き物に与える影響」

- ・タイトルキャッチコピーを設定し、全ての動画に県民が行う具体的な取組を盛り込むこととし、県民の危機感を醸成し、具体的な行動につながる内容とすること。
- ・プラスチックを使用することが悪いというイメージを与える内容ではなく、上手に付き合うことが大切であることが伝わる内容となるよう配慮すること。
- ・制作する動画は、パソコン・タブレット・スマートフォンから映像を見ているターゲットに、興味を持ってもらえるよう、特に最初の5秒間を重視して作成すること。
- ・他の動画との差別化を図るため、新規的かつ独創的な構成を意識し、話題性の高い動画とすること。

(3) 参考

海洋プラスチックごみ対策について

- ・環境省

<http://plastics-smart.env.go.jp/>

- ・栃木県

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/plastic.html>

5 動画の用途

各種啓発イベントでの上映、栃木県ホームページでの公開、動画共有サービスでの公開、官公庁の待合室での放映等

6 成果物の納品

(1) 納品期限

令和3(2021)年1月12日(火)17時

(2) 納品形態

乙は、委託業務完了後、以下の成果物を甲に提出するものとする。

①「実施報告書」(様式任意)

②4(2)の3本の動画を収録したDVD原盤1枚、複製ディスク39枚

※動画及び映像素材のデータ形式は、次の条件を満たすものとする。

- ・一般的な家庭用プレイヤー、DVDプレイヤー付きパソコン及びメディアプレイヤーでの再生可能なデータ形式であること。
- ・各種啓発イベントや動画共有サービスでの映像上映・配信に適したデータ形式であること。

(3) 納品場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番地20号(栃木県庁舎本館11階南側)

栃木県環境森林部廃棄物対策課 企画推進担当

TEL : 028-623-3228 FAX : 028-623-3113 E-mail : puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

7 再委託の可否

乙は、乙が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務がある場合には、甲と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。

8 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出するものとする。

(2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容について、次の事項を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出し、検査を受けるものとする。

①撮影場所

②撮影日時

③被写体の撮影許可や肖像権の有無（許可や権利の取得があった場合は、その状況を明らかにする書類）

④ナレーションの内容

⑤音源（著作権等）

⑥打合せ記録

(3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

9 権利の帰属

成果物に係る所有権、著作権、著作者人格権、意匠権、商標権等の権利は、成果物の引き渡しをもって甲に帰属するものとする。これらの権利が第三者に帰属している場合、乙は、成果物の引き渡し時点までに当該権利を取得した上で甲に譲渡するものとする。

10 秘密保持

乙は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

11 留意事項

(1) 業務の処理に当たっては、他人の名誉、信用、プライバシー権、その他の権利を侵害しないよう留意するとともに、個人情報の取扱を適正に行うものとする。

(2) 乙は、制作に必要となる取材、撮影、映像制作の一切を実施するものとし、撮影に当た

- って使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は契約金額に含まれるものとする。
- (3) 映像、音楽、図版等の使用に当たっては、その著作権、使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得るものとする。
 - (4) 乙は、業務スケジュールについて常時甲に報告するものとし、動画の完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けるものとする。
 - (5) 業務上必要と認められるもので本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項は、甲と乙の両者が協議し進めるものとする。
 - (6) 乙は、本仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽易な事項については契約金額の範囲内で実施するものとする。